

平成26年度 第3回 西条市子ども・子育て会議記録

開催年月日	平成27年1月27日(火)		開 会	午後 7時00分
			閉 会	午後 8時30分
開催場所	西条市庁舎本館5階 大会議室			
出席委員	会 長	菅 野 良 昭	副 会 長	森 山 昌 美
		檜 垣 千 春		矢 野 幸
		木 場 龍 真		大 澤 里 香
		高 橋 綾 子		鎌 田 宏 志
		宮 島 一 郎		日 浅 眞由美
欠席委員	高 橋 信 晃		安 藤 忍	野 島 貴 子
傍 聴 者	な し			
説明のため 出席した者	保健福祉部長	越 智 勝 昭	女性児童福祉課長	西 川 四 郎
	女性児童福祉課専門員	越 智 均		
事務局職員	子育て支援係	工 藤 博		
付 議 事 件	1 子ども・子育て支援事業計画(素案)及び市民意見募集について 2 平成27年度特定教育・保育施設等保育料について 3 放課後児童クラブ運営内容の改正について 4 その他			

開 会

〈議題協議〉

1 子ども・子育て支援事業計画（素案）及び市民意見募集について

- 事務局 （資料に基づき説明）
 - 委員 市民意見募集を行うことについて、市のホームページ以外でも市民に周知する方法を何か考えているか。
 - 事務局 意見募集の周知方法は、市ホームページへの掲載のみとしています。
 - 委員 市報に掲載しないのか。
 - 西川課長 市報への掲載には、掲載月の2か月前に原稿を登録する必要があり、直近の時点での原稿を掲載すべき今回のような場合には、掲載が困難となる場合があります。
他の自治体の意見募集の手法を見ても、市ホームページへの掲載が一般的となっています。
 - 委員 折り込みチラシを市報に挿し込む方法ではどうか。
 - 西川課長 折り込みチラシの挿し込みについては、直近の2月号市報の配布に間に合わないこと、別途費用が生じることなどから、考えておりません。
 - 委員 障害児保育について、新制度では、加配保育士の配置に対して新たな補助加算の仕組みなどはあるのか。
 - 西川課長 現在のところ、障害児保育に対して、新制度が施行されることによる新たな補助金等はありません。
 - 委員 新制度においても現状どおりということか。
 - 西川課長 現在のところ、国及び県の補助を受け、現状どおりで実施していく予定です。
-

2 平成27年度特定教育・保育施設等保育料について

- 事務局 （資料に基づき説明）
- 委員 市が示した保育料徴収基準額（1号認定）の案について、現在、西条市の私立幼稚園で新制度への参入を表明しているのは一園のみ。当然にして新制度に

入る認定こども園は別として、ほとんどの私立幼稚園が新制度に入らないのは、この保育料基準額に要因がある。通園する私立幼稚園が新制度に入らない場合は、市から保護者に対して就園奨励費が出るため、保護者の実質負担額で比較すると、新制度に入ることによって保護者負担が増えることになる。そのため、私立幼稚園は、新制度に入るとは保護者のためにならないと考えている。

また、新制度においては、11時間と8時間の預かり時間が設定されるとのことだが、子どもと母親が離れている時間が長くなることで、子育てについての様々な問題が惹起されると思う。このようなこともあり、日本の将来が非常に不安であるため、私立幼稚園は新制度に入ることを躊躇している。

全国の私立幼稚園のうち、現在、新制度参入を表明しているのは2割以下だと思う。認定こども園でも、それを返上して幼稚園に戻るケースがたくさんある。

保護者の負担が増えることと子どもの人格形成の問題から、私立幼稚園は新制度に入らないと表明しているのである。

- **西川課長** この件に関しては教育委員会の所管となりますが、担当課職員が本日は欠席しておりますので、私が知っている限りでお答えします。

就園奨励費については、増額する予定です。増額後の実質の保護者負担額と同程度となるように保育料を定めましたので、基本的には、新制度に入る幼稚園と入らない幼稚園とで保護者の実質負担額は同程度です。他市もこのくらいの保育料になっていると思います。

- **委員** 文部科学省のホームページでは、小学3年生までに第1子がいる場合、幼稚園にいる第2子は半額、第3子は無料とされているが、現在のところ西条市がそうなるとは聞いていない。

また、就園奨励費についても、国の基準より少ない額となっている。

さらに、市の公立幼稚園の保育料は月額6,400円の定額となっているが、保育所と違い幼稚園では公立と私立の保育料に差があること、生活保護世帯や市民税非課税世帯も同額になってしまうことも、不合理だと思う。

これらは、市に是正を求めたい点である。

- **西川課長** 細かい点は分かりかねますが、就園奨励費については、今までより手厚く助成することを決めています。第2子以降の保育料の取扱いについても、国の基準どおりとする方向で検討していると聞いています。そういった検討内容に基づいて、この保育料の案も提示されています。市民税非課税世帯等の保育料の

取扱い等詳細については、教育委員会に申し伝え報告させます。

公立幼稚園については、急に保育料を激変させることは難しいので、今後数年間の課題として捉え、検討していくこととしています。

- 委員 今回提示された案の保育料基準額は、現在の私立幼稚園の保護者の実質負担額より高いと思う。
 - 西川課長 教育委員会から就園奨励費の改定額が提示されたら、再度比較してみてください。
-

3 放課後児童クラブ運営内容の改正について

- 事務局 (資料に基づき説明)
- 委員 夏休みのみの利用はできるのか。夏休み以前から継続的に入会していないといけないのか。
- 事務局 夏休みのみの利用も可能です。入会している月に応じて保護者負担金をいただくので、夏休みのみの利用であれば、7月から8月までの間入会していただくこととなります。
- 委員 高学年になると下校時間が5時頃と遅くなるため学校授業時は利用しないが、夏休みの間だけは利用を希望するという人がいると思う。
- 事務局 例年6月末に、夏休みの利用希望者のための定期募集をさせていただいています。
- 委員 「小学校に就学している児童」とは、「学童」という意味か。
- 事務局 以前は、「学童」という言い方が一般的でした。
- 委員 全国的に、「学童保育」から「児童クラブ」という呼称に変わってきている。
- 委員 先月に開催された壬生川地区民生児童委員会にて、この件についていろいろな意見が出た。については、次回の定例会でこの資料を配っても良いか。

民生委員は地域の人から様々な話を聞く機会が多い。児童クラブの指導員の意見も聴こえてきている。児童クラブは、保護者が働いている間だけ子どもを預かるというのが趣旨なのに、より高い次元のことを保護者から求められる傾向がある。市には、保護者の要望の実現だけではなく、現状把握と、現場指導員の意見聴取の機会作りにも努めていただきたい。
- 西川課長 内容的には保護者の方にすでに配布したものですので、差し支えあり

ません。

- **委員** 壬生川小学校の児童の児童クラブ利用状況を見ると、日によって異なるが、申込児童の半数程度しか利用していないようである。無料で利用できる現在、突発的な事情に備えて入会しておくという保護者もいる中で、来年度からは1日でも利用したら3,000円必要となる。どの月からでも入会申込みができるのか、それとも年度途中からの利用でも年度当初に申し込んでおく必要があるのか、その辺りの周知をしておかないと、何かとトラブルが生じるのではないかと危惧している。

- **事務局** 保護者負担金は、入会している月に応じて負担していただくこととなります。随時の入会申込みも可能ですが、入会期間中に利用しない月がある場合には、休会届を提出していただければ、負担金がかかりません。

このことは、先日保護者の方に配布していただいた入会申込書の裏面のご案内文にて説明していますが、現実には申込みに来られた際にも再度説明し、周知を図っていきたいと考えています。

- **委員** 案内文を読んでいない保護者もいると思うので、周知をお願いしたい。
- **委員** 特別支援学級の子ども達、特に広汎性発達障害の子どもについて、児童クラブ指導員から声が上がっている。学校では、特別支援学級や交流学級等様々なシステムがうまく機能し定着しているが、そういった子どもが児童クラブに行くと、通常学級の子ども達とのいろいろなトラブルが起こっているようである。

個人的には、特別支援学級の子ども達が社会に出て行く上で、通常学級の子ども達と集団生活を行う時間も大切だと思うが、保護者の中には、そのトラブルにより大変な思いをしていると訴える方もいる。

今後、通常学級と特別支援学級の子どもを一緒に児童クラブで預かることについて、変わりはないか。

- **西川課長** 現在、児童クラブは、基本的には小学3年生までが受入れ対象ですが、支援が必要な児童については6年生まで対象としています。そのため、来年度、6年生まで受入れ拡充しても、支援が必要な児童の入会状況は変わりなく、現在の指導員体制で運営していきます。児童クラブの場合、どうしても、保育所のような、研修を受けた障害児専門の職員等はなかなかいないのが現実です。今後は国も、児童クラブや子ども教室の児童の安全・安心について充実させていくとのことですので、支援が必要な児童にとっても、国による何らかの支援があるもの

と期待しています。併せて、指導員の研修等により児童クラブの充実を図っていきたくと考えています。

- **委員** 先ほどの話でもあったが、児童クラブのサポートが、今後は変わっていくと思う。国ではすでに子ども教室と一体的に取り組んでいくということで、保育所から学童への接続の問題だけでなく、学童の保育ニーズ、福祉ニーズ、教育ニーズを合わせて放課後を考えていくことになると思う。そうすると、特別支援の子ども達にも放課後の教育的な部分での介入が必要となる。保育に欠ける学童を預かるという現状の指導員の立ち位置とは変わっていくのではないかと考える。

西条市でも、高学年の受入れにより児童数は増加すると思われるが、その保育体制、教育体制、福祉体制等の質的、量的両面での充実が求められていると思う。そのための保護者負担金と考えれば良いのだと思うが、西条市としてはこのことについてどのように計画しているか。

- **西川課長** 質的な対応としては、指導員の研修が挙げられます。実際に、来年度からは、「放課後児童支援員」となるためには県が実施する認定研修の修了が義務付けられる制度となっています。指導員の資質の向上を図っていきたくと考えており、障害児支援についても勉強してもらう必要があります。量的な問題については、結局のところ、施設整備の問題になると思います。現在、西条市内には、国の基準である「1人あたり専用面積おおむね1.65㎡」を満たしていない施設もあり、今後、計画的に整備を推進していきたくと考えていますが、施設整備に向けては、教育委員会と学校の協力が欠かせませんので、協議をしながら円滑に計画を進めていきたくと考えています。

- **委員** 学校としての立場で話をするが、児童クラブで子どもに様々なトラブルが起こったときは、学校に連絡があり担任の先生が児童クラブへ行くこともある。児童クラブの質を高めるということであれば、子どもについて現場の学校と児童クラブが意思疎通を密にできるような定期連絡会を、市として制度化することを検討してほしい。

- **委員** 学校と児童クラブが密に連携していくことは非常に重要なことであるが、それだけでは足りないと思う。現職の先生方は多忙であり、児童クラブのトラブルにまで関与することが良いこととは思えない。指導員の質の向上という点では、リタイヤ組で教員免許を持った方など、現場を経験し、教育面でサポートできる専門員の配置を行わなければ、高学年の子どもや支援が必要な子どもを受け入れ

たときに、現場に混乱が生じるのではないかと。そして、その結果として学校に話を持ってこられても、学校もたまらないと思う。そういった意味で、現場の指導員の研修もさることながら、きちんと指導ができる資格を持った方をスポットで配置することを検討してほしい。そうすれば、教育的にも保育的にも子ども達が安全に過ごしていけると思うが、どうか。

- **西川課長** 専門的な教員OB等の配置については、今年度から少子化対策強化交付金事業を活用して、学習面、生活面でのサポートという形で各児童クラブに配置する予定でした。OBの方などに依頼し、協力していただくことになっていますが、現実には人材が集まらずほとんど配置できませんでした。ただ、その後、ハローワーク等を通じて募集し、教員資格等を有する方を中心にサポーターを配置しており、来年度も本事業を推進していきたいと考えております。

学校との協議等については、ぜひともお願いしたいところです。学校の教室や敷地内で実施しているクラブが多いので、学校との協力、連携が不可欠だと思いますし、文部科学省も、「放課後子ども総合プラン」で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を、学校と一体となって推進していくという方向性を打ち出しているため、市の福祉部門と学校とが協力して、放課後の子どもの安全・安心と健全育成を進めていくべきだと考えています。

- **司会** 児童クラブで起こった事故等について、学校にある児童クラブであれば学校の責任となるのか。
- **西川課長** 児童クラブに来ている児童について、児童クラブで起こった事故等の責任は、全て児童クラブの責任となります。

閉 会

午後 8時30分 閉 会